

第 5 章 契約

(随意契約の要件)

第 40 条 規程第 24 条第 1 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき。
- (2) 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき。
- (3) 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。
- (4) 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき。
- (5) 天災地変その他予見不可能な非常緊急の場合において、競争に付しては契約の目的が達成できないと認めたとき。
- (6) 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。

第 40 条の 2 規程第 24 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 予定価格が 250 万円を超えない工事又は物品の製造をさせるとき。
- (3) 予定価格が 160 万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (4) 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (5) 予定価格が 50 万円を超えない財産を売り払うとき。
- (6) 予定賃借料の年額又は総額が 30 万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が 100 万円を超えないものをするとき。
- (8) 現に契約履行中の工事、製造又は物品の供給に関するものであって、他の者をして履行させることが不利と認めたとき。
- (9) 運送又は保管をさせるとき。
- (10) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品を買い入れるとき。
- (11) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- (12) 複数の者から企画書等を提出させ、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する企画競争を経た上で契約の相手方を決定するとき。
- (13) 公募の結果、応募が一つしかないことが明らかとなったとき。
- (14) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないとき。ただし、この場合において、契約保証金及び履行期限を除くほかは、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- (15) 落札者が契約を結ばないとき。ただし、この場合においては、その落札金額の範囲内で契約をするものとし、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(契約の公表)

第 40 条の 3 規程第 22 条第 2 項、第 23 条第 3 項及び第 24 条第 3 項の規定により、機構ホームページに掲載し公表する契約は、予定価格が 100 万円を超える契約とする。ただし、賃借料又は物件の借り入れの場合は 80 万円以上の契約とする。

- 2 前項の規定による公表は、原則として契約を締結した日の翌日から起算して 72 日以内に行わなければならない。ただし、各年度の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については、93 日以内に公表することができる。また、公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも 1 年が経過する日まで公表しなければならない。
- 3 公表する内容は次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 工事(工事に係る調査及び設計業務等を含む。)の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
 - (2) 契約担当者の氏名、部又は支店の名称及び所在地
 - (3) 契約を締結した日
 - (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨(随意契約を行った場合を除く。)
 - (6) 契約金額
 - (7) 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)
 - (8) 落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)
 - (9) 随意契約によることとした規程の根拠規定及び理由(理由は具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。)
 - (10) 厚生労働省の所管に属する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に当該独立行政法人の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
 - (11) その他必要と認められる事項
- 4 公表は、競争入札による契約と随意契約を別表にし、さらに工事(工事に係る調査及び設計業務等を含む。)と物品等又は役務をそれぞれ別表にする方法(様式第 29 号の 2、様式第 29 号の 3、様式第 29 号の 4 及び様式第 29 号の 5)により行うものとする。